

チラシの配架およびポスターの掲示について

札幌市市民活動サポートセンターでは、皆さまが作成したチラシやポスターを、サポートセンター内または地下歩行空間「情報コーナー」に配架いたします。

対 象

市民活動の促進に関する内容で下記のいずれかに該当することが必要です。

- 1 市民活動サポートセンターに登録している団体が主催するもの
- 2 公共団体、公共的団体が主催、共催、後援を行う旨の記載があるもの
- 3 公益目的の相談機関の案内
- 4 札幌エルプラザ公共4施設が主催、共催、後援を行う旨の記載があるもの
- 5 札幌エルプラザ公共4施設の指定管理者が主催、共催、後援を行う旨の記載があるもの
- 6 その他、札幌市エルプラザ公共4施設館長が認めるもの

※1 公共団体：「地方公共団体」「公共組合」「各種独立行政法人」

※2 公共的団体：「公益法人」「NPO法人」「非営利団体（広域的に活動を行う）」

※3 公益目的：「特定の者の経済的な利益とならない、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与するもの」

内 容

チラシ及びポスターには以下の内容を必ず明記してください。

- 主催団体名（後援等がある場合は記載してください）
- 活動内容
- 日にち・時間
- 会場名（施設名・室名を明確に記載してください）
- 参加費の有無（ある場合は金額も記載してください）
- 問い合わせ・連絡先

Check Point

イベントなどの会場が「札幌エルプラザ」の場合は、施設名と会場名の明記をお願いします。ご不明な点をご相談ください。

- 環境研修室1・2 → **札幌市環境プラザ**
- 上記以外の有料貸室 → **札幌市男女共同参画センター**

【チラシの配架およびポスターの掲示期間】

センターにお持ち込み後、イベント開催日（もしくは申し込み締切日）まで。

他の広報物との兼ね合いで、配架・掲示期間が1～2週間程度になる場合があります。

【配架・掲示期間終了後の取り扱い】

チラシ、ポスターの残部は市民活動サポートセンターで処分いたします。

返却をご希望の場合はあらかじめお知らせください。

【お取り扱いのできないもの】

- ①反社会的行動や暴力的不法行為等を助長または、社会運動等を仮装または標ぼうして不正な利益を求めるなど、市民生活の安全に脅威を与える恐れがあるもの
- ②営利目的活動が主たる内容のもの
- ③特定の個人、団体の誹謗、中傷をするもの